

平成23年5月16日

原子力安全・保安院

地震被害情報（第140報）
（5月16日12時00分現在）

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、東北電力(株)女川原子力発電所、日本原子力発電(株)東海第二、電気、ガス、熱供給、コンビナート被害の状況は、以下のとおりです。

前回からの主な変更点は以下のとおり。

1. 原子力発電所関係

○福島第一原子力発電所

- ・ 1号機について、炉心注水量を8m³/hから10m³/hに変更（5月15日13:28）
- ・ 3号機について、原子炉圧力容器へホウ酸を注入（5月15日14:33～17:00）
- ・ 4号機の使用済燃料プールについて、コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約100t）を放水（5月15日16:25～20:25）（16:26～18:30にヒドラジン約0.30m³を併せて注入。）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約100m³）を仮設タンクへ移送（5月15日10:00～15:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送開始（5月16日10:00）
- ・ 放射性物質の飛散を防ぐ飛散防止剤を固体廃棄物貯蔵庫周辺、管理型廃棄処分場周辺、展望台及びグラウンドの約7,000m²の範囲に作業員が本格的に散布（5月15日9:00～14:00）
- ・ リモートコントロール重機により、がれき（コンテナ5個分）を撤去（5月15日9:00～16:00）

3. 原子力安全・保安院等の対応

5月15日、原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所3号機タービン建屋地下の高濃度放射性排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関する東京電力(株)からの報告に対し、当該措置は放射線障害を防止するために必要な措置であるものとの評価を行うとともに、東京電力(株)に対し、以下の指示を行った。

- ・ 滞留排水のプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋への移送にあたっては、移送における漏洩の発生の防止、貯蔵する滞留排水の水位管理及びモニタリング、並びに作業員の被ばく低減を重点として、報告書に記載されている実施計画及び具体的な安全確保策を確実に実施すること

- ・ プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋は、本来、排水を貯蔵することを目的として設置されているものではないことから、処理設備設置の進捗状況を踏まえて使用終了時期を検討し、その結果を報告すること

なお、以上の評価を行うにあたり、東京電力が行った集中廃棄物処理建屋の高温焼却炉建屋の健全性確認のための点検、移送後の漏えい防止のための封止工事、移送配管の敷設等の安全確保のための作業等について、原子力安全・保安院の原子力安全保安検査官が必要に応じて立会による確認を行った。

<飲食物への指示>

○出荷制限の解除

福島県田村市（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域を除く）・新地町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る）

（本発表資料のお問い合わせ）

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：渡邊、塩見

電話：03-3501-1505

03-3501-5890

(別紙)

1 発電所の運転状況【自動停止号機数：10基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町及び双葉町)

(1) 運転状況

1号機(46万kW)(自動停止)

2号機(78万4千kW)(自動停止)

3号機(78万4千kW)(自動停止)

4号機(78万4千kW)(定検により停止中)

5号機(78万4千kW)(定検により停止中、3月20日14:30冷温停止)

6号機(110万kW)(定検により停止中、3月20日19:27冷温停止)

(2) モニタリングの状況

別添参照

(3) 主なプラントパラメーター(5月16日6:00現在)

| | 1号機 | 2号機 | 3号機 | 4号機 | 5号機 (冷温停止) | 6号機 (冷温停止) |
|--------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|------------|-------------------|-------------------|
| 原子炉圧力*1 [MPa] | 0.586(A) 1.451(B)*3 | 0.081(A)*3 0.081(D)*3 | 0.014(A)*3 0.010(C)*3 | — | 0.104 | 0.122 |
| 原子炉格納容器圧力 (D/W) [kPa] | 117.8 | 55 | 102.7 | — | — | — |
| 原子炉水温度 [°C] | — | — | — | — | 46.6 | 47.1 |
| 原子炉水位*2 [mm] | ダウンスケール(A) -1700(B) | -1500(A) -2100(B) | -2000(A) -2300(B) | — | 1651 | 2483 |
| 原子炉格納容器内 S/C水温 [°C] | 52.2(A) 52.0(B) | 64.6(A) 64.8(B) | 40.5(A) 40.6(B) | — | — | — |
| 原子炉格納容器内 S/C圧力 [kPa] | 100 | 計器不良 | 191.3 | — | — | — |
| 使用済燃料プール 水温度 [°C] | 計器不良 | 63 | 計器不良 | 計器不良 | 42.7 | 32.0 |
| 備考 (データ採取時間) | 5/16 5:00 現在の値 | 5/16 5:00 現在の値 | 5/16 5:00 現在の値 | 5/16 現在 | 5/16 6:00 現在の値 | 5/16 6:00 現在の値 |

*1：絶対圧に換算

*2：燃料頂部からの数値

*3：状況推移を継続確認中

(4) 各プラント等の状況

< 1号機関係 >

- ・原子力災害対策特別措置法第15条（非常用炉心冷却装置注水不能）通報（3月11日16:36）
- ・ベント開始（3月12日10:17）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水を注水開始（3月12日20:20）
→一時中断（3月14日1:10）
- ・1号機で爆発音（3月12日15:36）
- ・消火系に加え、給水系を使うことにより炉心への注水量を増量（ $2\text{m}^3/\text{h}$ → $18\text{m}^3/\text{h}$ ）（3月23日2:33）。その後、給水系のみに切替（約 $11\text{m}^3/\text{h}$ ）（3月23日9:00）
- ・中央制御室の照明復帰（3月24日11:30）
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水開始。（3月25日15:37）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を測定した結果、主な核種として ^{131}I （ヨウ素）が $2.1 \times 10^5 \text{Bq}/\text{cm}^3$ 、 ^{137}Cs （セシウム）が $1.8 \times 10^6 \text{Bq}/\text{cm}^3$ 、検出
- ・消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3月29日8:32）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を、3月24日17時頃から復水器へ移送開始。復水器の水位が満水に近いことが確認されたため、復水器への排水を停止（3月29日7:30）。タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水を、サプレッションプール水サージタンク（A）へ移送開始（3月31日12:00）し、移送先をサプレッションプール水サージタンク（B）に切り替えた後（3月31日15:25）、移送を再開し、終了（4月2日15:26）
- ・使用済燃料プールについて、コンクリートポンプ車（62m級）が約90t放水（淡水）（3月31日13:03～16:04）。コンクリートポンプ車（62m級）による放水位置の確認のため、試験放水（4月2日17:16～17:19）
- ・タービン建屋の一部の照明が点灯（4月2日）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施（4月3日10:42～11:52）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え（4月3日12:02）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送開始（4月3日13:55）
- ・原子炉格納容器内での水素燃焼の可能性を下げることを目的として、原子炉格納容器への窒素封入操作開始（4月6日22:30）
- ・原子炉格納容器への窒素封入開始を確認（4月7日1:31）
- ・原子炉格納容器への窒素封入を高純度窒素発生装置に切替（4月9日4:10）
- ・復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了（4月10日09:30）

- ・地震発生（4月11日17:16頃福島県浜通り）により外部電源が喪失するとともに原子炉圧力容器への淡水の注水及び原子炉格納容器への窒素封入が停止（4月11日17:16頃）
- ・外部電源復旧（4月11日17:56）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水再開（4月11日18:04）
- ・原子炉格納容器への窒素封入を再開（4月11日23:34）
- ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4月17日16:00～17:30）
- ・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止（4月18日11:50～12:12）
- ・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4月25日10:57～18:25）
- ・外部電源増強工事に伴い、原子炉格納容器への窒素封入を一時停止（4月25日14:10～19:10）。
- ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4月26日11:35～13:24頃）
- ・原子炉圧力容器への注水量を約6m³/hから最大約14m³/hまで段階的に変化させる操作を開始（4月27日10:02）。10m³/hにて注水を実施後、6m³/hに戻した（4月29日10:14）
- ・無人ロボットによる原子炉建屋内の状況調査を実施（4月29日11:36～14:05）
- ・炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替（5月2日12:58～15:03）
- ・原子炉建屋作業環境改善のため、局所排風機設置に係る作業を開始（5月2日）。局所排風機全台（6台）運転（5月5日16:36～5月8日20:02）
- ・炉心注水量を6m³/hから8m³/hに変更（5月6日10:01）
- ・原子炉建屋の二重扉を貫通しているダクトを切断し、一部開放（5月8日20:08）
- ・原子炉建屋の二重扉を開放（5月9日4:17）
- ・正圧ハウス解体（5月9日5:10）
- ・原子炉圧力容器の水位計を校正（5月10日9:40～10:55）
- ・大熊線2号線の復旧に伴い、窒素封入を一時停止（5月11日8:50～15:58）
- ・原子炉圧力容器の水位状態を確認、原子炉格納容器圧力計を校正（5月11日9:50～11:14）
- ・遠隔操作ロボットによる原子炉建屋内の現場確認を実施（5月13日16:01～17:39）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により使用済燃料プールへ淡水放水（5月14日15:07～15:18強風の影響により中止）
- ・炉心注水量を8m³/hから10m³/hに変更（5月15日13:28）
- ・白煙の吐出確認できず（5月16日6:30現在）

- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水中（5月16日12:00現在）

< 2号機関係 >

- ・原子力災害対策特別措置法第15条（非常用炉心冷却装置注水不能）通報（3月11日16:36）
- ・ベント開始（3月13日11:00）
- ・3号機の建屋の爆発に伴い、原子炉建屋ブローアウトパネル開放（3月14日11:00過ぎ）
- ・原子炉圧力容器の水位が低下傾向（3月14日13:18）。原子力災害対策特別措置法第15条事象（原子炉冷却機能喪失）である旨、受信（3月14日13:49）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水の注水作業開始（3月14日16:34）
- ・原子炉圧力容器の水位が低下傾向（3月14日22:50）
- ・ベント開始（3月15日0:02）
- ・2号機で爆発音がするとともに、サブプレッションプール（圧力抑制室）の圧力低下（3月15日6:10）。同室に異常が発生したおそれ（3月15日6:20頃）
- ・外部送電線から予備電源変電設備までの受電を完了し、そこから負荷側へのケーブル敷設を実施（3月19日13:30）
- ・使用済燃料プールに海水を40t注水（冷却系配管に消防車のポンプを接続）（3月20日15:05～17:20）
- ・パワーセンター受電（3月20日15:46）
- ・白煙が発生（3月21日18:22）
- ・白煙はほとんど見えない程度に減少（3月22日7:11現在）
- ・使用済燃料プールに海水を18t注水（3月22日16:07～17:01）
- ・使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて海水を注水（3月25日10:30～12:19）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水開始（3月26日10:10）
- ・中央制御室の照明復帰（3月26日16:46）
- ・消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3月27日18:31）
- ・3月27日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所2号機タービン建屋地下階溜まり水の測定結果について、 ^{134}I （ヨウ素）の測定値に誤りがあるとの判断を踏まえた再度の採取及び分析・評価の結果、 ^{134}I （ヨウ素）を含むガンマ核種の濃度については、検出限界値未満であることの報告（3月28日0:07）
- ・消防ポンプによる海水の使用済燃料プールへの注水を仮設電動ポンプによる淡水に切り替え注水（3月29日16:30～18:25）
- ・3月30日9:25より使用済燃料プールへの注水をしていたところ、仮設電動ポンプの不調が同日9:45に確認されたため、消防ポンプによる切り替えを行っ

- たが、ホースの亀裂が確認（3月30日12:47、13:10）されたため、注水を中断。淡水の注水を再開（3月30日19:05～23:50）
- ・ 使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて仮設電動ポンプにより淡水を約70t注水（4月1日14:56～17:05）
 - ・ タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水をサプレッションプール水サージタンクへ移送（3月29日16:45～4月1日11:50）
 - ・ 取水口付近にある電源ケーブルを収めているピット内に、1,000mSv/hを超える水が溜まっていること及びピット側面のコンクリート部分に長さ約20cmの亀裂があり、当該部分より、水が海に流出していることを確認（4月2日9:30頃）。止水処置のため、コンクリートを注入（4月2日16:25、19:02）
 - ・ タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送開始（4月2日17:10）
 - ・ トレンチ立坑及びタービン建屋地下1階の水位を監視するためのカメラを設置（4月2日）
 - ・ タービン建屋の一部の照明が点灯（4月2日）
 - ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施（4月3日10:22～12:06）
 - ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え（4月3日12:12）
 - ・ 2号機バースクリーン近傍にあるピット内に溜まっている水の海水への流出を防止する措置として、取水電源トレンチの天端を破碎し、おがくず（3kg/袋）20袋、高分子吸収材（100g/袋）80袋、裁断処理した新聞紙（大きいゴミ袋）3袋を投入（4月3日13:47～14:30）
 - ・ トレーサー（乳白色の入浴剤）約13kgを海水配管トレンチ立坑から投入（4月4日7:08～7:11）
 - ・ 使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて仮設電動ポンプによる淡水（約70t）を注水（4月4日11:05～13:37）
 - ・ 2号機バースクリーン近傍のピット周辺に2箇所の穴を開け、トレーサーを注入し、亀裂部から海に流出していることを確認（4月5日14:15）。ピット周辺に開けた穴に水流出防止のための凝固剤（水ガラス）注入開始（4月5日15:07）。水の流出が止まったことを確認（4月6日5:38頃）また、タービン建屋の水位については、上昇してないことを確認。さらに、流出していた箇所について、ゴム板と治具（つかえ棒）により止水の対策を実施（4月6日13:15完了）
 - ・ 復水器の水を復水貯蔵タンクに移送するポンプを1台増設（計2台30m³/h）（4月5日15:40頃）
 - ・ 燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約36t）（4月7日13:39～14:34）

- ・復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了（4月9日13:10）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約60t）（4月10日10:37～12:38）
- ・地震発生（4月11日17:16頃）により外部電源が喪失するとともに原子炉圧力容器への淡水の注水が停止（4月11日17:16頃）
- ・外部電源復旧（4月11日17:56）
- ・原子炉圧力容器への淡水の注水を再開（4月11日18:04）
- ・タービン建屋トレンチの滞留水を水中ポンプにより、復水器のホットウェルへ移送を開始（4月12日19:35）。漏えい確認等のため、一時停止（4月13日11:00）。その後、漏えいが無いことが確認されたことから、4月13日15:02に移送を再開し、4月13日17:04に滞留水の移送を停止。移送実績は約660t
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約60t）（4月13日13:15～14:55）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約45t）（4月16日10:13～11:54 ※11:19頃に発生した地震の影響で11:39に仮設電動ポンプ停止。11:54にスキマーレベルの上昇の確認により、満水を確認。）
- ・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止（4月18日12:13～12:37）
- ・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4月18日13:42～14:33）
- ・電源トレンチ内に止水剤(水ガラス)を約17,000L注入(4月18日9:30～17:40)
- ・使用済燃料プール水の状況把握のため、使用済燃料プールからスキマーサージタンクに流出した水のサンプリング作業を実施（4月16日）。採取したプール水について、放射線物質の核種分析を行ったその結果、 ^{131}I （ヨウ素）が $4.1 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 、 ^{134}Cs （セシウム）が $1.6 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 、 ^{137}Cs （セシウム）が $1.5 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ を検出（4月17日）
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）を集中廃棄物処理施設へ移送開始（4月19日10:08～）
- ・電源トレンチ内に止水剤(水ガラス)を約7,000L注入(4月19日8:00～15:30)
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約47t）（4月19日16:08～17:28）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約50t）（4月22日15:55～17:40）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約38t）（4月25日10:12～11:18）
- ・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4月25日10:57～18:25）

- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 43t）（4 月 28 日 10:15～11:28）
- ・移送設備の点検等のため、タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（4 月 29 日 9:16）。移送を再開（4 月 30 日 14:05）
- ・トレンチ立坑の閉塞作業を開始（5 月 1 日 13:35～）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 55t）（5 月 2 日 10:05～11:40）
- ・炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替（5 月 2 日 12:58～15:03）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 58t）（5 月 6 日 9:36～11:16）
- ・3号機の原子炉への注水用配管（原子炉給水系配管）の工事のため、タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5 月 7 日 9:22）。移送を再開（5 月 7 日 16:02）
- ・3号機タービン建屋内から集中廃棄物処理施設への移送配管布設のため、タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5 月 10 日 9:01～5 月 11 日 15:20）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注水（5 月 10 日 13:09～14:45）（13:19～14:35 にヒドラジン約 1.2m³を併せて注入）
- ・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注水（5 月 14 日 13:00～14:37）（13:08～14:02 にヒドラジン約 1.0m³を併せて注入）
- ・白煙の吐出確認できず（5 月 16 日 6:30 現在）
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水中（5 月 16 日 12:00 現在）

<3号機関係>

- ・原子力災害対策特別措置法第 15 条（非常用炉心冷却装置注水不能）通報（3 月 13 日 5:10）
- ・ベント開始（3 月 13 日 8:41）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインから真水を注水開始（3 月 13 日 11:55）
- ・原子炉圧力容器内に消火系ラインから海水を注水開始（3 月 13 日 13:12）
- ・3号機及び1号機の注水をくみ上げ箇所の海水が少なくなったため停止（3 月 14 日 1:10）
- ・3号機の海水の注水を再開（3 月 14 日 3:20）
- ・ベント開始（3 月 14 日 5:20）
- ・格納容器圧力が異常上昇（3 月 14 日 7:44）。原子力災害対策特別措置法第 15 条事象である旨、受信（3 月 14 日 7:52）
- ・1号機と同様に原子炉建屋付近で爆発（3 月 14 日 11:01）
- ・白い湯気のような煙が発生（3 月 16 日 8:30 頃）

- ・格納容器が破損しているおそれがあるため、中央制御室（共用）から作業員退避（3月16日10:45）。その後、作業員は中央制御室に復帰し、注水作業再開（3月16日11:30）
- ・自衛隊ヘリにより3号機への海水の投下を4回実施（3月17日9:48、9:52、9:58、10:01）
- ・警察庁機動隊が放水のため現場到着（3月17日16:10）
- ・自衛隊消防車により放水（3月17日19:35）
- ・警察庁機動隊により放水（3月17日19:05～19:13）
- ・自衛隊消防車5台により放水（3月17日19:35、19:45、19:53、20:00、20:07）
- ・自衛隊消防車6台（6t放水／台）により放水（3月18日14時前～14:38）
- ・米軍消防車1台により放水（3月18日14:45終了）
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊により放水（3月20日3:40終了）
- ・格納容器内圧力が上昇（3月20日11:00、320kPa）。圧力下げのための準備を進めていたが、直ちに放出を必要とする状況ではないと判断し、圧力監視を継続（3月21日12:15、120kPa）
- ・ケーブル引き込みの現地調査（3月20日11:00～16:00）
- ・東京消防庁ハイパーレスキュー隊により3号機の使用済燃料プールへ放水（3月20日21:30～3月21日3:58）
- ・灰色がかった煙が発生（3月21日15:55頃）
- ・煙が収まっていることを確認（3月21日17:55）
- ・灰色がかった煙は白みがかった煙に変化し終息に向かっていると思われる（3月22日7:11現在）
- ・東京消防庁及び大阪市消防局により放水（約180t）（3月22日15:10～16:00）
- ・中央制御室の照明復帰（3月22日22:43）
- ・使用済燃料プールに燃料プール冷却浄化系から海水を35t注水（3月23日11:03～13:20）。海水を約120t注水（3月24日5:35頃～16:05頃）
- ・原子炉建屋からやや黒色がかった煙が発生（3月23日16:20頃）。3月23日23:30頃及び3月24日4:50頃に確認したところ止んでいる模様
- ・タービン建屋1階及び地下1階において、ケーブル敷設作業を行っていた作業員が踏み入れた水について調査した結果、水表面の線量率は約400mSv/h、採取水のガンマ線核種分析の結果、試料の濃度は各核種合計で約 $3.9 \times 10^6 \text{Bq/cm}^3$ であった。
- ・東京消防庁の支援を受けた川崎市消防局により放水（3月25日13:28～16:00）
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水開始（3月25日18:02）
- ・コンクリートポンプ車（52m級）により海水約100t放水（3月27日12:34～14:36）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水をサプレッションプール水サージタンクへ移送（3月28日17:40～3月31日8:40頃）

- ・ 消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え (3月28日 20:30)
- ・ コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約100t放水(3月29日 14:17~18:18)
- ・ コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約105t放水(3月31日 16:30~19:33)
- ・ コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約75t放水(4月2日 9:52~12:54)
- ・ タービン建屋の一部の照明が点灯(4月2日)
- ・ トレンチ立坑の水位を監視するためのカメラを設置(4月2日)
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施(4月3日 10:03~12:16)
- ・ 原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え(4月3日 12:18)
- ・ コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約70t放水(4月4日 17:03~19:19)
- ・ コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約70t放水(4月7日 06:53~08:53)
- ・ コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約75t放水(4月8日 17:06~20:00)
- ・ コンクリートポンプ車(52m級)により淡水約80t放水(4月10日 17:15~19:15)
- ・ 地震発生(4月11日 17:16頃福島県浜通り)による1、2号機の外部電源喪失に伴い原子炉圧力容器への淡水の注水が停止(4月11日 17:16頃)
- ・ 1、2号機の外部電源の復旧(4月11日 17:56)により、原子炉圧力容器への淡水の注水を再開(4月11日 18:04)
- ・ コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約35t放水(4月12日 16:26~17:16)
- ・ コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約25t放水(4月14日 15:56~16:32)
- ・ 原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施(4月17日 11:30~14:00)
- ・ 炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止(4月18日 12:38~13:05)
- ・ コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約30t放水(4月18日 14:17~15:02)
- ・ 燃料プール冷却浄化系を用いて使用済燃料プールに淡水を試験注水(4月22日 13:40~14:00)
- ・ コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約50t放水(4月22日 14:19~15:40)
- ・ 外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え(4月25日 10:57~18:25)
- ・ 燃料プール冷却浄化系を用いて使用済燃料プールに淡水(約47.5t)を注水(4月26日 12:25~14:02)
- ・ 炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替(5月2日 12:58~15:03)
- ・ 燃料プール冷却材浄化系を用いて使用済燃料プールに淡水(約60t)を注入(5

月 8 日 12:10~14:10)

- ・原子炉圧力容器への注水用配管（原子炉給水系配管）の工事のため、復水器の水をタービン建屋地下へ移送を実施（5月8日16:18~5月10日5:41）
- ・燃料プール冷却材浄化系を用いて使用済燃料プールに淡水（約80t）を注水（5月9日12:14~15:00）（12:39~14:36にヒドラジン約0.5m³を併せて注入）
- ・取水口付近の立坑に電源ケーブルを納めている管路を通じて水が流入していることを確認（5月11日12:30頃）。立坑から水が海へ流出していることを確認（5月11日16:05頃）。立坑内にコンクリートを打設すること等により流出が停止（5月11日18:45）。
- ・消火系配管からの炉心注水（約9m³/h）に加え、給水系配管からの炉心注水（約3m³/h）を開始（5月12日16:53）
- ・原子炉圧力容器へホウ酸を注入（5月15日14:33~17:00）
- ・白煙の吐出確認できず（5月16日6:30現在）
- ・原子炉圧力容器へ淡水を注水中（5月16日12:00現在）

< 4号機関係 >

- ・原子炉圧力容器のシュラウド工事のため、原子炉圧力容器内に燃料はなし
- ・使用済燃料プール水温度が上昇（3月14日4:08時点84℃）
- ・オペレーションエリアの壁が一部破損していることを確認（3月15日6:14）
- ・火災発生（3月15日9:38）。事業者によると、自然に火が消えていることを確認（3月15日11:00頃）
- ・火災が発生（3月16日5:45頃）。事業者は現場での火災は確認できず（3月16日6:15頃）
- ・自衛隊により使用済燃料プールへ放水（3月20日9:43）
- ・ケーブル引き込みの現地調査（3月20日11:00~16:00）
- ・自衛隊により使用済燃料プールへ放水（3月20日18:30頃~19:46）
- ・自衛隊消防車13台により使用済燃料プールへ放水（3月21日6:37~8:41）
- ・パワーセンターまでのケーブル敷設工事完了（3月21日15:00頃）
- ・パワーセンター受電（3月22日10:35）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により海水約150t放水（3月22日17:17~20:32）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により海水約130t放水（3月23日10:00~13:02）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により海水約150t放水（3月24日14:36~17:30）
- ・コンクリートポンプ車（58m級）により海水約150t放水（3月25日19:05~22:07）
- ・使用済燃料プールに、使用済燃料プール冷却浄化系を用いて海水を注水（3月25日6:05~10:20）

- ・コンクリートポンプ車(58m級)により海水約125t放水(3月27日16:55～19:25)
- ・中央制御室の照明復帰(3月29日11:50)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により淡水約140t放水(3月30日14:04～18:33)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により淡水約180t放水(4月1日8:28～14:14)
- ・タービン建屋の一部の照明が点灯(4月2日)
- ・4月2日より、集中環境施設プロセス主建屋の建屋内にたまった水を4号機のタービン建屋内に移送していたところ、4月3日より3号機のトレンチの立坑の水位が上昇したため、経路は不明であるものの念のため移送を中断(4月4日9:22)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により淡水約180t放水(4月3日17:14～22:16)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により淡水約20t放水(4月5日17:35～18:22)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により淡水約38t放水(4月7日18:23～19:40)
- ・コンクリートポンプ車(58m級)により淡水約90t放水(4月9日17:07～19:24)
- ・使用済燃料プール内に保管されている燃料の状況把握のため、使用済燃料プール水のサンプリング作業を実施(4月12日12:00～13:04)。採取したプール水について、放射線物質の核種分析を行った(4月13日)。その結果、 ^{131}I (ヨウ素)が $2.2 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ 、 ^{134}Cs (セシウム)が $8.8 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、 ^{137}Cs (セシウム)が $9.3 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、検出(4月14日)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約195t放水(4月13日0:30～6:57)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約140t放水(4月15日14:30～18:29)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約140t放水(4月17日17:39～21:22)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約40t放水(4月19日10:17～11:35)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約100t放水(4月20日17:08～20:31)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約140t放水(4月21日17:14～21:20)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)を用いて計測装置を吊り下げ、使用済燃料プールの水位等を測定(4月22日)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約200t放水(4月22日17:52～23:53)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約140tを放水(4月23日12:30～16:44)
- ・コンクリートポンプ車(62m級)により淡水約165tを放水(4月24日12:25～17:07)

- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約 210t を放水（4月25日 18:15～4月26日 0:26）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約 130t を放水（4月26日 16:50～20:35）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約 85t を放水（4月27日 12:18～14:01／14:32～15:15）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約 270t を放水（5月5日 12:19～20:46）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約 180t を放水（5月6日 12:38～17:51）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約 120t を放水（5月7日 14:05～17:30）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約 100t を放水（5月9日 16:05～19:05）（16:11～18:38 にヒドラジン約 0.23m³を併せて注入）
- ・使用済燃料プール底部の支持構造物の設置工事のための作業開始（5月9日～）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水約 120t を放水（5月11日 16:07～19:38）（16:14～19:36 にヒドラジンを併せて注入）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約 100t）を放水（5月13日 16:04～19:04）（16:20～18:41 にヒドラジン約 0.12m³を併せて注入）
- ・コンクリートポンプ車（62m級）により淡水（約 100t）を放水（5月15日 16:25～20:25）（16:26～18:30 にヒドラジン約 0.30m³を併せて注入。）
- ・白煙の吐出確認できず（5月16日 6:30 現在）

< 5号機，6号機関係 >

- ・6号機の非常用ディーゼル発電機（D/G）1台目（B）は運転により電力供給。復水補給水系（MUWC）を用いて原子炉圧力容器及び使用済燃料プールへ注水
- ・6号機の非常用ディーゼル発電機（D/G）2台目（A）起動（3月19日 4:22）
- ・5号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（C）（3月19日 5:00）及び6号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（B）（3月19日 22:14）が起動し、除熱機能回復。使用済燃料プールを優先的に冷却（電源：6号の非常用ディーゼル発電機）（3月19日 5:00）
- ・5号機、冷温停止（3月20日 14:30）
- ・6号機、冷温停止（3月20日 19:27）
- ・5号機及び6号機、起動用変圧器まで受電（3月20日 19:52）
- ・5号機、電源を非常用ディーゼル発電機から外部電源に切り替え（3月21日 11:36）
- ・6号機、電源を非常用ディーゼル発電機から外部電源に切り替え（3月22日 19:17）
- ・5号機の仮設の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプが、仮設から本設の電源へ

- の切り替えの際、自動停止（3月23日17:24）
- ・ 5号機の仮設の残留熱除去海水系(RHRS)ポンプの修理が完了(3月24日16:14)し、冷却を再開（3月24日16:35）
 - ・ 6号機の仮設の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプが、仮設から本設の電源へ切り替え（3月25日15:38、15:42）
 - ・ 5号機及び6号機サブドレンピットにある低レベルの施設内で集水・管理された地下水を放水口経由で海へ放出（5号機 4月4日21:00～4月8日12:14(約950t)、6号機 4月4日21:00～4月9日18:52(約373t)）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水(約100m³)を復水器へ移送（4月19日11:00～15:00）
 - ・ 6号機の仮設の残留熱除去海水系（RHRS）のホースの位置を変えるため、残留熱除去系（RHR）ポンプを一時停止（4月20日9:51）し、仮設のRHRSポンプ移設作業実施後、冷却を再開（4月20日15:56）
 - ・ 外部電源増強工事に伴い、5号機の残留熱除去系ポンプを一時停止（4月25日12:22～16:43）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約120m³）を仮設タンクへ移送（5月1日14:00～17:00）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約220m³）を仮設タンクへ移送（5月2日10:00～16:00）
 - ・ 5号機及び6号機の起動変圧器（5SB）の受電試験に伴い、残留熱除去系（RHR）ポンプを一時停止（5月2日 5号機13:30～15:03、6号機11:03～14:53）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約114m³）を仮設タンクへ移送（5月3日14:00～17:00）
 - ・ 5号機タービン建屋地下溜まり水（約600m³）について、復水器への移送作業を実施（3月27日～5月2日）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約120m³）を仮設タンクへ移送（5月6日14:00～17:00）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約200m³）を仮設タンクへ移送（5月7日10:00～15:00）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約60m³）を仮設タンクへ移送（5月9日14:00～17:00）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約120m³）を仮設タンクへ移送（5月10日10:00～16:00）
 - ・ 6号機の原子炉建屋地下溜まり水（約10 m³）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5月10日11:00～12:30）
 - ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約120 m³）を仮設タンクへ移送（5月11日10:00～16:00）
 - ・ 6号機の原子炉建屋地下溜まり水（約10 m³）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5月11日11:00～12:30）

- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 120m³）を仮設タンクへ移送（5月12日 10:00～16:00）
- ・ 6号機の原子炉建屋地下溜まり水（約 7.5 m³）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5月12日 10:30～12:30）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 100 m³）を仮設タンクへ移送（5月13日 10:00～15:00）
- ・ 6号機の原子炉建屋地下溜まり水（約 3.3m³）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5月13日 11:30～12:15）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 100 m³）を仮設タンクへ移送（5月14日 10:00～15:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 100 m³）を仮設タンクへ移送（5月15日 10:00～15:00）
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送開始（5月16日 10:00）

<使用済燃料共用プール>

- ・ 3月18日 6:00 過ぎ、プールはほぼ満水であることを確認
- ・ 共用プールに注水（3月21日 10:37～15:30）
- ・ 電源供給を開始（3月24日 15:37）し、冷却を開始（3月24日 18:05）
- ・ 電源供給回路の末端部の短絡により、電源供給停止（4月17日 14:34）。その後、当該設備の点検を実施し、電源の供給が復旧（4月17日 17:30）
- ・ 5月15日 6:30 時点でのプール水温度は 29℃程度

<海水・土壌モニタリング>

- ・ 南放水口付近の海水核種分析の結果、¹³¹I（ヨウ素）が 7.4×10¹Bq/cm³（周辺監視区域外の水中濃度限度の 1850.5 倍）検出された（3月26日 14:30）
（3月29日に計測した結果、水中濃度限度の 3,355.0 倍となった。（3月29日 13:55）一方、1F放水口北側の海水核種分析の結果、¹³¹I（ヨウ素）が 4.6×10¹Bq/cm³（同 1,262.5 倍）検出された。（3月29日 14:10）
- ・ 福島第一原子力発電所の敷地内（5地点）の土壌から、3月21日及び3月22日に採取した試料の中に、²³⁸Pu（プルトニウム）、²³⁹Pu（プルトニウム）、²⁴⁰Pu（プルトニウム）を検出（3月28日 23:45 東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同様、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。
- ・ 発電所敷地境界付近に設置している本設モニタリングポスト（No.1～8）が復旧（3月31日）。測定値については1日1回の予定。
- ・ 福島第一原子力発電所の敷地内の土壌から、3月25日（4地点）及び3月28日（3地点）に採取した試料（合計7検体）の中に、²³⁸Pu（プルトニウム）、²³⁹Pu（プルトニウム）、²⁴⁰Pu（プルトニウム）を検出（4月6日 18:30 東京電

力発表)。検出されたプルトニウムの濃度は、前回（3月28日公表）と同様に過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同程度であり、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。

- ・南放水口付近の海水核種分析の結果、 ^{131}I （ヨウ素）が $1.8 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ （周辺監視区域外の水中濃度限度の4385.0倍）検出された。（3月30日13:55）
- ・福島第一原子力発電所の敷地内の定例的に試料の採取を行うこととなっている3地点の土壌から、3月31日及び4月4日に採取した試料（合計6検体）のうち、3検体から ^{238}Pu （プルトニウム）、 ^{239}Pu （プルトニウム）、 ^{240}Pu （プルトニウム）を検出（4月14日18:30東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同程度であり、通常的环境レベルで人体に問題となるものではない。

<汚染水の拡散防止>

- ・専用港内からの汚染水の流出を防止するため、発電所南側防波堤周辺で大型土のうを用いた止水工事を実施（4月5日15:00～16:30）
- ・南側防波堤に汚染水拡散防止のためのシルトフェンスを二重に設置完了（4月11日10:45）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中1枚）を設置（4月12日12:00～13:00）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中2枚）を設置（4月13日8:30頃～10:00頃）
- ・3、4号機スクリーン前面に汚染水拡散防止のためのシルトフェンスを設置完了（4月13日13:50）
- ・1、2号機スクリーン前面及びカーテンウォールに汚染水拡散防止のためシルトフェンスを設置（4月14日12:20）
- ・3号スクリーンポンプ室と4号スクリーンポンプ室の間に、ゼオライトの土のうを3袋設置（4月15日14:30～15:45）
- ・2号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板7枚中4枚）を設置（4月15日9:00～14:15）
- ・ゼオライトの土のうを1号スクリーンポンプ室と2号スクリーンポンプ室の間に2袋、2号スクリーンポンプ室と3号スクリーンポンプ室の間に5袋を設置（4月17日9:00～11:15）

<放射性物質の飛散を防ぐ飛散防止剤の散布>

- ・共用プール山側の約 500m^2 の範囲に作業員が試験的に散布（4月1日15:00～16:05）
- ・共用プール山側、4号機東側及び南側の約 600m^2 の範囲に作業員が試験的に散布（4月5日13:00～16:30）
- ・共用プール山側の約 600m^2 の範囲に作業員が試験的に散布（4月6日12:30

- ～14:30)
- ・ 共用プール山側の約 680m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月8日 11:00～14:00)
 - ・ 共用プール山側の約 550m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月10日 13:00～14:00)
 - ・ 共用プール山側の約 1,200m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月11日 12:00～13:00)
 - ・ 共用プール山側の約 700m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月12日 12:00～13:00)
 - ・ 共用プール山側の約 400m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月13日 11:00～11:30)
 - ・ 共用プール山側の約 1600m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月14日 12:00～13:30)
 - ・ 共用プール山側の約 1900m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月15日 11:30～13:00)
 - ・ サプレッションプール水サージタンク山側他の約 1,800 m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月16日 11:00～13:00)
 - ・ 集中廃棄物処理施設周辺の約 1,900 m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月17日 10:00～13:30)
 - ・ 集中廃棄物処理施設周辺の約 1,200 m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月18日 9:00～14:30)
 - ・ 集中廃棄物処理施設周辺他の約 1,900 m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月20日 12:00～13:30)
 - ・ 共用プール山側の約 1,300 m²及び5, 6号機高圧開閉所山側の約 5,100 m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月21日 12:00～15:00)
 - ・ 5号機の原子炉建屋山側の約 860 m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月24日 11:30～13:00)
 - ・ 5号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 3,800 m²の範囲に作業員が試験的に散布 (4月25日 10:30～12:30)
 - ・ 無人クローラードンプにより、3号機タービン建屋海側の約 5,000 m²の範囲に本格的に散布 (4月26日 13:30～17:00)
 - ・ 無人クローラードンプにより、3号機のタービン建屋海側の約 7,500m²の範囲に本格的に散布 (4月27日 11:00～17:00)
 - ・ 5号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 4,540 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (4月28日 10:30～12:00)
 - ・ 無人クローラードンプにより、4号機のタービン建屋海側の約 7,000 m²の範囲に本格的に散布 (4月29日 9:00～16:00)
 - ・ 5号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 5,800 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (4月29日 10:30～14:00)

- ・無人クローラーダンプにより、4号機のタービン建屋南側の約 2,000 m²の範囲に本格的に散布 (4月30日 11:00~14:00)
- ・旧事務本館前道路、体育館付近及び物揚場西側の約 5,400 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (4月30日 10:30~14:00)
- ・無人クローラーダンプにより、4号機の原子炉建屋南側の約 1,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月1日 11:00~13:00)
- ・旧事務本館前道路、体育館付近及び物揚場西側の約 4,400 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月1日 10:30~14:00)
- ・無人クローラーダンプにより、4号機の原子炉建屋南側及び西側の約 4,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月2日 9:00~16:00)
- ・旧事務本館前道路、体育館付近(グラウンド)及び物揚場西側の約 5,500 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月2日 10:30~14:00)
- ・旧事務本館前道路、グラウンド及び物揚場西側の約 5,300 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月3日 9:30~14:30)
- ・無人クローラーダンプにより、3号機原子炉建屋西側の約 4,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月3日 11:00~13:30)
- ・旧事務本館前道路、グラウンド及び物揚場西側の約 5,200 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月4日 10:30~14:00)
- ・無人クローラーダンプにより、3号機原子炉建屋西側の約 4,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月4日 14:00~16:00)
- ・共用プール西側、グラウンド及び物揚場西側の約 5,350 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月5日 10:30~14:00)
- ・無人クローラーダンプにより、2号機原子炉建屋西側の約 4,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月5日 13:00~16:00)
- ・物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,200 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月6日 10:30~14:00)
- ・無人クローラーダンプにより、1号機原子炉建屋西側の約 4,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月6日 11:00~14:00)
- ・物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,150 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月7日 10:30~14:00)
- ・物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,100 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月8日 10:30~14:00)
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,250 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月9日 10:30~14:00)
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺、展望台及びグラウンドの約 5,050 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月10日 10:30~13:00)
- ・無人クローラーダンプにより、1、2号機タービン建屋の約 6,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月10日 11:00~16:00)
- ・固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約 5,250 m²の範囲に作業員が本格的に散

- 布 (5月11日 10:30~14:00)
- ・ 固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約 5,250 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月12日 10:30~14:00)
- ・ 固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約 5,250 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月13日 9:00~14:30)
- ・ 無人クローラードンプにより、1号機タービン建屋北側・東側の約 6,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月13日 11:00~15:00)
- ・ 固体廃棄物貯蔵庫周辺、南護岸及び展望台の約 5,250 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月14日 10:30~14:00)
- ・ 無人クローラードンプにより、2号機タービン建屋東側の約 7,000 m²の範囲に本格的に散布 (5月14日 11:00~15:00)
- ・ 固体廃棄物貯蔵庫周辺、管理型廃棄処分場周辺、展望台及びグラウンドの約 7,000 m²の範囲に作業員が本格的に散布 (5月15日 9:00~14:00)

<リモートコントロール重機によるがれきの撤去状況>

- ・ 4月10日
- ・ 4月13日 11:00~16:10 (コンテナ6個分)
- ・ 4月15日 9:00~15:45 (コンテナ1個分)
- ・ 4月16日 9:00~16:00 (コンテナ8個分)
- ・ 4月17日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・ 4月18日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・ 4月19日 9:00~15:00 (コンテナ3個分)
- ・ 4月20日 9:00~16:00 (コンテナ1個分)
- ・ 4月21日 9:00~16:00 (コンテナ1個分)
- ・ 4月22日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・ 4月24日 9:00~16:00 (コンテナ3個分)
- ・ 4月25日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・ 4月26日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・ 4月27日 9:00~16:00 (コンテナ3個分)
- ・ 4月28日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・ 4月29日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・ 4月30日 9:15~16:15 (コンテナ4個分)
- ・ 5月1日 9:00~16:15 (コンテナ4個分)
- ・ 5月2日 9:00~16:00 (コンテナ6個分)
- ・ 5月3日 9:00~16:00 (コンテナ2個分)
- ・ 5月4日 9:00~16:00 (コンテナ5個分)
- ・ 5月5日 9:00~16:00 (コンテナ4個分)
- ・ 5月6日 9:00~16:00 (コンテナ7個分)
- ・ 5月7日 9:00~16:00 (コンテナ8個分)

- ・ 5月8日 9:00～16:00 (コンテナ9個分)
- ・ 5月9日 9:00～16:00 (コンテナ6個分)
- ・ 5月10日 9:00～16:00 (コンテナ5個分)
- ・ 5月11日 9:00～16:00 (コンテナ7個分)
- ・ 5月12日 9:00～16:00 (コンテナ4個分)
- ・ 5月13日 9:00～16:00 (コンテナ8個分)
- ・ 5月14日 9:00～16:00 (コンテナ7個分)
- ・ 5月15日 9:00～16:00 (コンテナ5個分)

<その他>

- ・ 1～3号機タービン建屋外のトレンチ（配管を布設しているトンネル状の地下構造物）の立坑に水が溜まっていることを確認。水表面の線量は、1号機が0.4mSv/h、2号機が1,000mSv/h以上、3号機は、がれきがあり測定できず（3月27日 15:30頃）。1号機立坑内の溜留水を仮設ポンプにて集中環境施設プロセス主建屋の貯槽に移送し、立坑内の水位が上端から約-0.14m から約-1.14mに減少（3月31日 9:20～11:25）
- ・ 3号機建屋外において、残留熱除去海水系配管のフランジを取り外した際、協力企業作業員3名が、配管に溜まった水を被ったが、水を拭き取った結果、身体への放射性物質の付着はなかった（3月29日 12:03）
- ・ 3月28日、集中環境施設プロセス主建屋で水溜まりを確認し、放射能分析の結果、3月29日管理区域内で総量約 $1.2 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 、非管理区域で総量 $2.2 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の放射能を検出
- ・ 原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船（1号船）1隻が海上自衛隊の艦船にえい航され、福島第一原子力発電所専用港に接岸（3月31日 15:42）。はしけ船（1号船）からろ過水タンクへ淡水を移送開始（4月1日 15:58）。その後、ホースの不具合により中断（4月1日 16:25）したが、4月2日に注水を再開（4月2日 10:20～16:40）
- ・ 2隻目の原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船（2号船）が海上自衛隊の艦船にえい航され、福島第一原子力発電所専用港に接岸（4月2日 9:10）
- ・ 米軍のはしけ船（2号船）からはしけ船（1号船）へ淡水を移送（3日 09:52～11:15）
- ・ 集中環境施設プロセス主建屋内の低レベル滞留水については、放水口南側海域から1台目のポンプによる放出を開始（4月4日 19:03）し、更に全10台のポンプによる放出を実施（4月4日 19:07）し、4月10日 17時40分に水中ポンプによる海洋への放出作業を停止し、残水の確認を実施中（総放出量は約9,070t）
- ・ 雑固体廃棄物減容処理建屋内の低レベル滞留水については、放水口南側海域から5台のポンプによる放水を実施（4月6日 17:20～4月7日 18:20）

- ・タービン建屋内の溜まり水の集中廃棄物処理施設への排水準備のため、2～4号機のタービン建屋の外壁に孔あけを実施（4月7日）
- ・4月7日11:32に発生した宮城県沖の地震により、中断していた集中環境施設における排水作業を再開（4月8日14:30）
- ・1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月10日15:59～16:28）
- ・1～4号機放水口サンプリング建屋より発火を確認（4月12日6:38頃）。初期消火活動の結果、炎と煙がないことを確認（同日7:00前）。その後、鎮火確認（同日9:12）
- ・3～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月14日10:17～12:25）
- ・1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月15日8:02～9:55）
- ・1～3号機原子炉への注水ポンプ用の分電盤等を、津波対策として高台に移設（4月15日10:19～17:00）
- ・集中廃棄物処理施設の建屋内における止水対策が完了（4月18日）。
- ・1，2号機と3，4号機間の電源連携強化作業が完了（4月19日10:23）
- ・1～4号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4月21日11:43～12:50）
- ・外部電源増強工事（1，2号機と5，6号機間の電源連系）を実施（4月25日14:44～17:38）
- ・3，4号機の電源強化工事（6.6kvから66kvに昇圧）が完了（4月30日11:34）
- ・大熊線2号線の復旧に伴い、1～3号機の原子炉注水ポンプ電源を仮設ディーゼル発電機に一時切替（5月11日8:47）。1，2号機の電源の一部を同系統から受電（5月11日15:20）。
- ・3，4号機の電源強化のため、4号機用及び使用済燃料共用プール用の480V電源盤受電側を大熊線3号から東北電力の東電原子力線（66kV）に切り替え（5月12日12:20）
- ・メガフロートが横浜港を出航（5月15日5:20）

○東京電力(株)福島第二原子力発電所（福島県双葉郡楢葉町及び富岡町）

（1）運転状況

- 1号機（110万kW）（自動停止、3月14日17:00冷温停止）
- 2号機（110万kW）（自動停止、3月14日18:00冷温停止）
- 3号機（110万kW）（自動停止、3月12日12:15冷温停止）
- 4号機（110万kW）（自動停止、3月15日7:15冷温停止）

（2）モニタリングポスト等の指示値

別添参照

(3) 主なプラントパラメーター (5月16日6:00現在)

| | 単位 | 1号機 (冷温停止) | 2号機 (冷温停止) | 3号機 (冷温停止) | 4号機 (冷温停止) |
|--------------------------|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 原子炉圧力* ¹ | MPa | 0.16 | 0.16 | 0.10 | 0.17 |
| 原子炉水温 | ℃ | 24.0 | 23.5 | 33.5 | 26.5 |
| 原子炉水位* ² | mm | 9496 | 9846 | 6805 | 8785 |
| 原子炉格納容器内 サブレーションプール水温 | ℃ | 24 | 23 | 26 | 27 |
| 原子炉格納容器内 サブレーションプール圧力 | kPa (abs) | 107 | 106 | 110 | 107 |
| 備考 (データ採取時間) | | 5/16 6:00 現在の値 | 5/16 6:00 現在の値 | 5/16 6:00 現在の値 | 5/16 6:00 現在の値 |

* 1 : 絶対圧に換算

* 2 : 燃料頂部からの数値

(4) 各プラントの状況

< 1号機関係 >

- ・ 3月30日17:56頃、1号機において、タービン建屋の1階の電源盤から煙が上がっていたが、電気の供給を切ったところ、煙の発生が止まった。消防署により、19:15当該事象は電源盤の異常であり、火災ではないと判断された。
- ・ 1号機の原子炉を冷却する残留熱除去系(B)の電源が、外部電源に加え非常用電源からも受電可能となり、全号機において、残留熱除去系(B)のバックアップ電源(非常用電源)を確保(3月30日14:30)

(5) その他異常等に関する報告

- ・ 1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報(3月11日18:08)
- ・ 1、2、4号機にて同法第10条通報(3月11日18:33)
- ・ 1号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(圧力抑制機能喪失)発生(3月12日5:22)
- ・ 2号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(圧力抑制機能喪失)発生(3月12日5:32)
- ・ 4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(圧力抑制機能喪失)発生(3月12日6:07)

○東北電力(株)女川原子力発電所(宮城県牡鹿郡女川町、石巻市)

(1) 運転状況

- 1号機(52万4千kW)(自動停止、3月12日0:58冷温停止)
- 2号機(82万5千kW)(自動停止、地震時点で冷温停止)
- 3号機(82万5千kW)(自動停止、3月12日1:17冷温停止)

(2) モニタリングポスト等の指示値

MP 2 付近 (敷地最北敷地境界):

約 0.23 μ Sv/h (5 月 15 日 16:00) (約 0.23 μ Sv/h (5 月 14 日 9:00))

(3) その他異常に関する報告

- ・タービン建屋地下 1 階の発煙は消火確認 (3 月 11 日 22:55)
- ・原子力災害対策特別措置法第 10 条通報 (3 月 13 日 13:09)

2 産業保安

○電気 (5 月 6 日 22:30)

- ・東北電力 (5 月 6 日 16:00 現在)

停電戸数: 約 6 千戸

停電地域: 岩手県 一部地域で停電 (約 6 百戸)

宮城県 一部地域で停電 (約 6 千戸)

[参考情報] 停電戸数の状況の分類

- ① 東北電力が復旧作業に着手できる地域の停電戸数: 約 6 千戸
- ② 今後のがれき撤去等の後、復旧作業に着手可能となる地域の停電戸数: 約 1 百戸

なお、これらの他に、家主不在等で送電を保留している家屋 (約 1 万 4 千戸)、津波による家屋等流出地域 (約 8 万 1 千戸)、福島県内の立入制限区域内 (約 7 万 9 千戸) がある。

- ・東京電力

停電は 3 月 19 日 1:00 までに復旧済 (延べ停電戸数 約 405 万戸)

- ・北海道電力

停電は 3 月 12 日 14:00 までに復旧済 (延べ停電戸数 約 3 千戸)

- ・中部電力

停電は 3 月 12 日 17:11 に復旧済 (延べ停電戸数 約 4 百戸)

[参考情報] 現在停止中の発電所 (原子力発電所を除く)

- ・東京電力 (5 月 6 日 15:00 現在) ※地震により停止中の発電所

広野火力発電所 2, 4 号機

常陸那珂火力発電所 1 号機

- ・東北電力 (5 月 6 日 16:00 現在)

仙台火力発電所 4 号機

新仙台火力発電所 1, 2 号機

原町火力発電所 1, 2 号機

○都市ガス (5 月 6 日 10:00 現在)

5 月 3 日までに家屋流出等地域を除いた約 4 2 万戸が復旧済

死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中。

・盛岡ガス（盛岡市）死者1名、負傷者10名

3月14日8:00 デパートの地下での爆発

・東部ガス（いわき市）死者1名

3月12日11:30 一般住宅での漏えいガスに着火

○熱供給（5月16日10:00現在）

・小名浜配湯（いわき市小名浜）供給停止

○LPGガス（4月14日21:00現在）

死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中

・福島県いわき市 死者1名

3月13日午前中 共同住宅でガス爆発

・いわき市鹿島の一般住宅でLPGガス漏れが発生、元栓を閉めて漏えい防止を図っているところ。

（4月11日17:16頃、福島県内陸部で発生した地震によるもの（福島県浜通りの地震発生による状況について（第二報）で公表済み。））

○コンビナート（4月14日21:00現在）

・コスモ石油千葉製油所（千葉県市原市）

LPG貯槽の支柱が折れ、破損。ガス漏れ火災。重傷者1名、軽傷5名。3月21日午前鎮火。

・JX日鉱日石エネルギー（株）仙台製油所（宮城県仙台市）

出荷設備エリアで爆発、火災が発生。3月15日午後鎮火。

・福島県いわき市の第一三共プロファーマ（株）小名浜工場でガス漏れ、火災が発生（既に鎮火。けが人なし）

（4月11日17:16頃、福島県内陸部で発生した地震によるもの（福島県浜通りの地震発生による状況について（第二報）で公表済み。））

3 原子力安全・保安院等の対応

【3月11日】

14：46 地震発生と同時に原子力安全・保安院に災害対策本部設置

15：42 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報

16：36 福島第一原子力発電所1、2号機にて事業者が同法第15条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）発生判断（16:45 通報）

18：08 福島第二原子力発電所1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報

18：33 福島第二原子力発電所1、2、4号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報

- 19:03 緊急事態宣言（政府原子力災害対策本部及び同現地対策本部設置）
- 20:50 福島県対策本部は、福島第一原子力発電所1号機の半径2kmの住人に避難指示を出した。（2km以内の住人は1,864人）
- 21:23 内閣総理大臣より、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。
- ・福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
 - ・福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。
- 24:00 池田経済産業副大臣現地対策本部到着
- 【3月12日】
- 0:49 福島第一原子力発電所1号機にて事業者が同法第15条事象（格納容器圧力異常上昇）発生判断（01:20 通報）
- 5:22 福島第二原子力発電所1号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）
- 5:32 福島第二原子力発電所2号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）
- 5:44 総理指示により福島第一原子力発電所の10km圏内に避難指示
- 6:07 福島第二原子力発電所4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生
- 6:50 経済産業大臣が原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第1号機及び第2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命じた。
- 7:45 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楢葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力(株)福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。
- ・福島第二原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
 - ・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。
- 17:00 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 17:39 内閣総理大臣が福島第二原子力発電所の避難区域
- ・福島第二原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する避難を指示。
- 18:25 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域
- ・福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に対する避難を指示。
- 19:55 福島第一原子力発電所1号機の海水注入について総理指示

20:05 総理指示を踏まえ、経済産業大臣が原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第1号機の海水注入等を命じた。

20:20 福島第一原子力発電所1号機の海水注入を開始

【3月13日】

5:38 福島第一原子力発電所3号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（全注水機能喪失）である旨、受信。

当該サイトについて、東京電力において現在、電源及び注水機能の回復と、ベントのための作業を実施中。

9:01 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

9:08 福島第一原子力発電所3号機の圧力抑制及び真水注入を開始

9:20 福島第一原子力発電所3号機の耐圧ベント弁開放

9:30 福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき、放射能除染スクリーニングの内容について指示

13:09 女川原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報

13:12 福島第一原子力発電所3号機の注入を真水から海水に切り替え

14:36 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

【3月14日】

1:10 福島第一原子力発電所1号機及び3号機の注入をくみ上げ箇所海水が少なくなったため停止。

3:20 福島第一原子力発電所3号機の海水注入を再開

4:40 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

5:38 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

7:52 福島第一原子力発電所3号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（格納容器圧力異常上昇）である旨、受信

13:25 福島第一原子力発電所2号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（原子炉冷却機能喪失）である旨、受信

22:13 福島第二原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報

22:35 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

【3月15日】

0:00 国際原子力機関（IAEA）専門家派遣の受け入れを決定

IAEA 天野事務局長による原子力発電所の被害に関する専門家派遣の意向を受け、原子力安全・保安院はIAEAによる知見ある専門家の派遣を受け入れることとした。なお、実際の受け入れ日程等については、

今後調整を行う

- 0 : 0 0 米国原子力規制委員会（NRC）専門家派遣の受け入れを決定
- 7 : 2 1 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 7 : 2 4 （独）日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所にて原子力災害対策特別措置法第 1 0 条通報
- 7 : 4 4 （独）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所にて原子力災害対策特別措置法第 1 0 条通報
- 8 : 5 4 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 1 0 : 3 0 経済産業大臣が原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づき、4 号機の消火及び再臨界の防止、2 号機の原子炉内への早期注水及びドライウエルのベントについて実施することを命じた。
- 1 0 : 5 9 今後の事態の長期化を考慮し、現地対策本部の機能を福島県庁内へ移転することを決定。
- 1 1 : 0 0 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域
・炉内の状況を考慮して、新たに福島第一原子力発電所から半径 2 0 k m 圏～3 0 k m 圏内の住民に対する屋内退避を指示
- 1 6 : 3 0 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信
- 2 2 : 0 0 経済産業大臣が原子炉等規制法第 6 4 条第 3 項の規定に基づき、4 号機の使用済燃料プールへの注水について実施することを命じた。
- 2 3 : 4 6 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象（敷地境界放射線量異常上昇）である旨、受信

【3月18日】

- 1 3 : 0 0 文部科学省にて、福島第一、第二原子力発電所の緊急時における全国的モニタリング調査の強化を決定
- 1 5 : 5 5 原子炉等規制法第 6 2 条の 3 に基づき、東京電力（株）福島第一原子力発電所第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 号機における事故故障等（原子炉建屋内の放射性物質の非管理区域への漏えい）の報告を受理
- 1 6 : 4 8 原子炉等規制法第 6 2 条の 3 に基づき、日本原子力発電（株）東海第二発電所における事故故障等（非常用ディーゼル発電機 2 C 海水ポンプ用電動機の故障）の報告を受理

【3月19日】

- 7 : 4 4 6 号機の非常用ディーゼル発電機 2 台目（A）起動
5 号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（C）が起動し、使用済燃料プールの冷却を開始（電源：6 号機の非常用ディーゼル発電機）の旨を受信
- 8 : 5 8 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象

(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信

【3月20日】

23:30 原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長(富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村)宛に指示

【3月21日】

7:45 原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長(富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村)宛に発出

16:45 原子力災害対策現地本部長から「屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る換気について」として、一酸化炭素中毒等の防止の観点及び被ばく低減の観点から、屋内において換気が必要とする暖房器具を使用する場合の対応について屋内退避圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長(いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村)宛に発出。

17:50 原子力災害対策本部長から、ハウレンソウ及びカキナ、原乳について当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請することの指示を福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事宛に発出。

【3月22日】

16:00 原子力安全委員会緊急技術助言組織から、3月22日付け東京電力の「海水分析結果について」に関する原子力安全・保安院からの助言依頼について、回答(助言)を受理。

【3月25日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3月24日に発生した福島第一原子力発電所3号機タービン建屋における作業員の被ばくに関し、再発防止の観点から、直ちに放射線管理を見直し、改善するよう、口頭で指示。

【3月28日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3月27日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所2号機タービン建屋地下階溜まり水の測定に係る評価の誤りについて、再発防止を図るよう、口頭で指示。

13:50 原子力安全・保安院は、原子力安全委員会臨時会議助言(福島第一発電所2号機タービン建屋地下1階の滞留水について)を受け、東京電力株式会社に対し、海水モニタリングポイントの追加や地下水モニタ

リングの実施について、口頭で指示。

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、タービン建屋の屋外で確認された水に係る報告が遅れたことに対し、重要な情報については、社内の情報伝達をスムーズにするとともに、適時適切に報告が行われるように指導。

【3月29日】

11:16 原子炉等規制法第62条の3及び電気関係報告規則第3条に基づき、東北電力(株)女川原子力発電所における事故故障等(津波による2号機原子炉補機冷却水ポンプ(B)等の故障及び1号機補助ボイラー重油タンクの倒壊)についての報告を受理。

原子力災害被災者支援の体制強化のため、経済産業大臣をチーム長とする「原子力被災者生活支援チーム」の設置、関係市町村への訪問等を実施。

原子力災害現地対策本部は、20-30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第1号を公表。

【3月30日】

各電気事業者等に対し、平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施に係る指示文書を出し、手交。

【3月31日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、3月31日の福島第二原子力発電所への街宣車の進入について、核物質防護等に係る対策に万全を期すよう口頭で指示。

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、作業員の放射線管理に万全を期すように注意喚起。

原子力災害現地対策本部は、20-30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第2号を公表。

【4月1日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、核種分析結果の誤りについて以下の3点について適切な対応をとるよう厳重注意。

- ・核種分析の過去の評価結果について、どの核種について評価の誤りがあるかを明らかにし、すみやかに再評価を行うこと。
- ・評価の誤りが発生した原因を調査するとともに、再発防止の徹底を行うこと。
- ・評価結果の誤り等については判明した段階で、早急に連絡を行うこと。

【4月2日】

福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について、サンプリングした液体の核種分析を実施す

ること、2号機周辺に今回漏えいが発見され施設と同様の箇所がないか確認すること及び当該施設周辺においてより多くの場所で水を採取しモニタリングを強化することを口頭により指示。

【4月4日】

緊急やむ得ない措置として、海洋放出を実施するに当たっての助言を原子力安全委員会に求め、東京電力(株)に対し、現在実施している海洋モニタリングを着実に実施するとともに、さらに強化(測定ポイントの増加、実施頻度の増大)することにより、海洋放出による放射性物質の拡散による影響を調査・確認し、情報公開に努めること、併せて、海洋への放出を可能な限り低減するための方策を強化することを指示。

【4月5日】

福島第一原子力発電所から環境に影響を与える可能性のある放射性物質の放出に伴う措置に係る地方公共団体への事前の通報連絡について、指示文書を発出。

【4月6日】

1号機原子炉格納容器への窒素封入を実施するに当たって、原子力安全・保安院から東京電力に対して以下の3点について指示(4月6日12:40)。①プラントパラメーターを適切に管理し、その変化に応じて安全を確保するための措置が適切に講じられるようにすること。②当該作業に従事する作業員の安全を確保する体制等を確立し実施すること。③窒素封入により当該原子炉格納容器内の気体が外部に漏出する可能性が否定できないことから、モニタリングを確実に実施し、更に強化することにより、窒素封入に伴う放射性物質の放出及び拡散による影響を調査及び確認し、情報公開に努めること。

【4月7日】

原子力災害現地対策本部は、20～30km圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第3号を公表(4月7日)

【4月9日】

原子力安全・保安院は、4月7日23時32分頃に発生した宮城県沖地震により、東北電力(株)東通原子力発電所1号機において全ての非常用ディーゼル発電機が動作可能でない状態に陥った事象を受け、各電気事業者等へ「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて」の指示文書を発出。

【4月10日】

原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所に滞留している高い放射線量が検出された排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関して、その必要性、安全性に係る評価、恒久的な排水保管及び処理施設についての方針等に係る報告の徴収について指示文書を

発出。

【4月13日】

- ・原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所建屋の耐震安全性評価の実施結果及び有効な耐震補強工事等の対策の検討結果について報告を指示。
- ・原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、平成23年度東北地方太平洋沖地震により発生した津波に関して、詳細な分析及び検討を指示。
- ・原子力安全・保安院は、東北電力（株）に対し、女川原子力発電所1号機から3号機において、4月7日23:32頃発生した2011年宮城県沖の地震時に取得した地震観測データの分析及び耐震安全上重要な設備の地震影響評価について報告を指示。

【4月14日】

- ・4月13日にサンプリングを行った1、2号機のサブドレン（施設内で集水・管理された地下水）について、前回に比べ放射線濃度が1桁上昇していたことから、原子力安全・保安院は監視の強化を図るよう、口頭で指示。

【4月15日】

- ・東京電力（株）において4月1日付け人事異動に伴う原子力災害対策特別措置法第9条第5項に基づく原子力防災管理者解任届出に遅延があったことを受け、原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対して、嚴重注意を行うとともに再発防止策を作成するよう口頭で指示。
- ・平成23年4月7日に宮城県沖地震により、電力系統の一部における地絡事故が発生し、原子力発電所等において一時的に外部電源の喪失が発生したことから、一般電気事業者等に対し外部電源の信頼性確保に係る対策を検討するなど指示。

【4月18日】

- ・4月10日付けで発出した報告の徴収に係る指示に基づき、東京電力（株）から提出された福島第一原子力発電所に滞留している高い放射線量が検出された排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関する報告書を受領（4月18日）し、その内容を確認（4月19日）。

【4月21日】

- ・内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楡葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力（株）福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、次の指示を出した。
 - 避難区域として、福島第二原子力発電所から半径10km圏内

区域から半径8 km圏内区域への変更を指示。

- ・ 内閣総理大臣より、福島県知事、富岡町長、双葉町長、大熊町長、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長及び葛尾村長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、次の指示を出した。
 - 福島第一原子力発電所から半径20 km圏内を警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去を指示。

【4月22日】

- ・ 内閣総理大臣より、福島県知事、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長、葛尾村長、広野町長、いわき市長、飯館村長及び川俣町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、次の指示を出した。
 - 福島第一原子力発電所から半径20 kmから30 km圏内に設定されていた屋内への退避を解除し、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定したので、当該区域内における避難のための計画的な立退き若しくは常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を居住者等が行うように指示。
- ・ 原子力災害対策本部は、事故状況の全体像を把握するとともに、計画的避難区域等の設定の評価等のため、下記項目を取り組むべく「環境モニタリング強化計画」を定めた。
 - 福島第一原子力発電所周辺を含む適切な範囲での放射性物質の分布状況の把握
 - 今後の各区域（避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域）における線量評価や放射性物質の蓄積状況評価のための準備
 - 周辺住民等の被ばく線量評価のための環境の線量情報の提供

【4月24日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)からプラントデータの数値の一部に誤りがあるとの報告を受けた件について、以下の内容について口頭で嚴重注意を行った。

- ・ 本パラメータは、事故対応を的確かつ迅速に行うための基礎となるデータであるところ、これが誤って伝えられたことは極めて遺憾である。
- ・ 引き続き、点検を速やかにかつ確実に行うこと。

- ・ 万全な再発防止策を講じること。

【4月25日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項及び電気事業法第106条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所の事故に関する事故記録等について報告を指示。

【4月27日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた者(女子)1名の本年1月1日から3月31日(第4四半期)までの実効線量が5mSvを超えている旨の報告を受けたため、同社に対し、厳重に注意をするとともに、原因の究明及び再発防止策の策定並びに福島第一原子力発電所における放射線管理体制の検証及びこれを踏まえた対策の策定を行い、平成23年5月2日までに、当院に報告することを指示。

【4月30日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所第1号機における燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に関して、それによる原子炉の安定的な冷却への効果及び次に掲げる安全性の評価について報告を指示。

- ・ 原子炉格納容器内の水位上昇に伴う原子炉建屋及び原子炉格納容器に対する構造強度への影響及び耐震性
- ・ 水位上昇により原子炉格納容器内の圧力が高まることによる影響
- ・ タービン建屋漏えい水の増加による影響
- ・ その他燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に係る安全性の評価に当たって必要な事項

【5月2日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第67条第1項に基づき、福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋内の放射性物質濃度の低減措置の必要性(今後の原子炉建屋内における作業内容の見通しを含む。)及び各低減措置(局所排風機の設置及び使用、並びに北側二重扉の開放)について報告を指示。5月3日、報告書を受領。

【5月5日】

東京電力(株)より、福島第一原子力発電所1号機における燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施について報告があった件について、原子力安全・保安院は評価を行うとともに、東京電力(株)に対し、以下の指示を行った。

- ・原子炉格納容器内の水位及び原子炉格納容器から水の漏えいについて、十分な監視を行うとともに、注水量の抑制等あらかじめ定めている対応策を適切に実施すること。
- ・評価基準値に対する余裕の少ないサプレッションチェンバーの支柱について、今後も余震の発生が継続すると想定されることから、作業環境の改善を図った上で耐震補強を行うことについて検討すること。

※5月6日の中部電力（株）にかかる記述は削除しました。

【5月8日～9日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋内の放射性物質濃度の低減措置に係る必要性、放射性物質濃度低減効果及び環境影響評価等に関する東京電力（株）からの報告に対し、確認・評価を実施した上で、原子力安全委員会からも評価の内容で差し支えない旨の助言を得ている。また、これらに合わせて作業員の被ばく低減、環境への影響に留意すること、周辺環境のモニタリングを行い原子力安全委員会に報告することの留意事項についても原子力安全委員会から助言を受けている。

また、原子力安全・保安院は東京電力（株）に対し、以下の指示を行った。

- ・放射性物質濃度の低減措置実施後に福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋の開口部を開放するにあたっては、周辺公衆に及ぼす影響を考慮して実施するとともに、原子力安全・保安院に事前に報告すること
- ・1号機原子炉建屋の開口部の開放は、建屋内の雰囲気急激な影響を与えないように配慮して行うこと
- ・1号機原子炉建屋内で作業を行う作業員の被ばく管理を適切に実施すること
- ・1号機原子炉建屋開口部の開放後、モニタリングを適切に実施すること

東京電力が実施した上記原子炉建屋の開口部の開放作業に際し、原子力安全・保安院職員2名が現場に立会い、排気ダクト取外し等の作業状況の確認、東京電力が行った放射線測定状況の確認、開放後の原子炉建屋内部の状況の確認等を行った。

【5月11日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所3号機の取水口付近において、立坑閉塞作業を実施していた作業員が、5月11日12:30頃、電源ケーブルを納めている管路を通じてピット内に水が流入していることを確認した件について、以下の内容について口頭指示を行った。

- ・海への影響の有無を確認すること
- ・直ちに止水措置を図ること
- ・流入流出経路及び状況を至急確認し報告すること

また、同日 18:45 に止水されたことを踏まえ、以下の内容について同日 19:00 に原子力安全・保安院から口頭指示を行った。

- ・完全に止水されていることを継続して確認すること
- ・モニタリングを継続すること
- ・再発防止策を十分に検討すること

【5月15日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所3号機タービン建屋地下の高濃度放射性排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関する東京電力（株）からの報告に対し、当該措置は放射線障害を防止するために必要な措置であるものとの評価を行うとともに、東京電力（株）に対し、以下の指示を行った。

- ・滞留排水のプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋への移送にあたっては、移送における漏洩の発生の防止、貯蔵する滞留排水の水位管理及びモニタリング、並びに作業者の被ばく低減を重点として、報告書に記載されている実施計画及び具体的な安全確保策を確実に実施すること
- ・プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋は、本来、排水を貯蔵することを目的として設置されているものではないことから、処理設備設置の進捗状況を踏まえて使用終了時期を検討し、その結果を報告すること

なお、以上の評価を行うにあたり、東京電力が行った集中廃棄物処理建屋の高温焼却炉建屋の健全性確認のための点検、移送後の漏えい防止のための封止工事、移送配管の敷設等の安全確保のための作業等について、原子力安全・保安院の原子力安全保安検査官が必要に応じて立会による確認を行った。

<被ばくの可能性（5月16日12:00現在）>

1. 住民の被ばく

- (1) 二本松市福島県男女共生センターにおいて、双葉厚生病院からの避難者約60名を含む133名の測定を行い、13,000cpm以上の23名に除染を実施した。
- (2) この他、福島県が用意した民間バスで、双葉厚生病院から川俣町済生会川俣病院へ移動した35名については、県対策本部は被ばくしていないと判断。
- (3) バスにより避難した双葉町の住民約100名について、100名のうち、9名について測定した結果、以下の通りだった。県外(宮城県)に分かれて避難したが、その後合流して二本松市福島県男女共生センターへ移動。

| カウント数 | 人数 |
|------------------|----|
| 18,000cpm | 1名 |
| 30,000～36,000cpm | 1名 |
| 40,000cpm | 1名 |
| 40,000cpm 弱※ | 1名 |
| ごく小さい値 | 5名 |

※（1回目の測定では100,000cpmを超え、その後靴を脱いで測定した結果計測されたもの）

- (4) 3月12日から3月15日にかけて、大熊町のオフサイトセンターにおいて、スクリーニングを開始。現在までに162名が検査済み。初め除染の基準値を6,000cpmとし、110名が6,000cpm未満、41名が6,000cpm以上の値を示した。後に基準値を13,000cpmと引き上げた際には、8名が13,000cpm未満、3名が13,000cpm以上の値を示した。

検査を受けた162名のうち、5名が除染処置を施した後、病院へ搬送された。

- (5) 福島県において、避難した10km圏内の入院患者と病院関係者の避難を実施。関係者のスクリーニングを行った結果、3名について除染後も高い数値が検出されたため、第2次被ばく医療機関へ搬送。この搬送に関係した消防職員60名のスクリーニングで3名について、バックグラウンドの2倍以上程度の放射線が検出されたため、60名に対し除染を行った。
- (6) 福島県は3月13日からスクリーニングを開始。避難所や保健所等9ヶ所（常設）で実施中。5月14日までに187,179人に対し実施。そのうち、100,000cpm以上の値を示した者は102人であったが、100,000cpm以上の数値を示した者についても脱衣等をし、再計測したところ、100,000cpm以下に減少し、健康に影響を及ぼす事例はみられなかった。

2. 従業員等の被ばく

福島第一原子力発電所で作業していた従業員で100mSvを超過した作業員は、計30名。

なお、当該作業員3名のうち、2名については、両足の皮膚に放射性物質の付着を確認し、ベータ線熱傷の可能性があると判断されたことから、3月24日に福島県立医科大学附属病院へ搬送し、その後、3月25日に作業員3名とも千葉県にある放射線医学総合研究所に到着。検査の結果、2人の足の被ばく量は2～3Svと推定され、足及び内部被ばく共に治療が必要となるレベルではなかったが、3名とも、入院して経過を見ることとなった。3月28日正午頃3名の方がすべて退院した。当該作業員3名は4月11日に放射線医学総合研究所で再受診し、3名とも健康状態に問題はなかった。なお、両足に局所被ばくのあった2名の皮膚に熱傷の症状や紅斑などは認められていない。

また、4月1日11:35頃、米軍のはしけ船のホース手直し作業のために岸から船

に乗り込む際、作業員 1 名が海に落下した。すぐに周囲の作業員に救助され、けが及び外部汚染はなかったが、念のため、ホールボディカウンタによる測定を行った結果、4 月 12 日に内部取り込みなしと評価された。

4 月 27 日、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた女性 1 名について、平成 23 年 1 月 1 日を始期とする 3 月までの実効線量（平成 22 年度第四半期分）が 17.55mSv であり、法令に定める線量限度（5 mSv/3 か月）を超えていることを確認。当該職員については、医師による診断の結果、健康への影響はないことを確認。

4 月 30 日に、東京電力が平成 23 年 3 月末時点での緊急時作業にかかる外部被ばく線量 100mSv 超過者の被ばく線量の測定結果を取りまとめた。それによれば、被ばく線量の測定結果（内部被ばく、外部被ばくの合計値と人数）は、200～250mSv が 2 名、150～200mSv が 8 名、100～150mSv が 11 名であった。

さらに、5 月 1 日、女性 1 名について、法令に定める線量限度（5 mSv/3 か月）を超えていることを新たに確認。当該女性の線量は、7.49mSv であった。医師による診断の結果、健康への影響はないことを確認。

3. その他

- (1) 福島第一原発で作業していた自衛隊員 4 名が爆発により負傷。うち、1 名は放医研に搬送され、検査の結果、外傷のみで、被ばくによる健康被害はないと判断され、3 月 17 日に退院。防衛省において、その他自衛官の被ばくは確認されず。
- (2) 警察官について、警察庁において 2 名の除染の実施を確認。異常の報告はなし。
- (3) 3 月 24 日、川俣町保健センター等において、1～15 歳までの 66 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。
- (4) 3 月 26 日～3 月 27 日、いわき市保健所において、0～15 歳までの 137 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。
- (5) 3 月 28 日～3 月 30 日、川俣町公民館及び飯舘村役場において、0～15 歳までの 946 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。

<放射能除染スクリーニングレベルに関する指示>

- (1) 3 月 20 日、原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に指示。

旧： γ 線サーベイメーターにより 40 ベクレル/c m²または 6,000cpm

新：1 マイクロシーベルト/時（10cm 離れた場所での線量率）またはこれに相当する 100,000cpm

<避難時における安定ヨウ素剤投与の指示>

- (1) 3月16日、原子力災害対策現地本部から、「避難区域（半径20km）からの避難時における安定ヨウ素剤投与の指示」を県知事及び市町村（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に発出。
- (2) 3月21日、原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に発出。

<負傷者等の状況（5月16日12:00現在）>

1. 3月11日の地震による福島第一原子力発電所の負傷者
 - ・社員2名（軽傷、既に仕事復帰）
 - ・社員2名（地震、津波の際に割れたガラスで切り傷、既に仕事復帰）
 - ・社員1名（避難の際に擦り傷、既に仕事復帰）
 - ・協力会社1名（両足骨折で入院中）
 - ・死亡2名（地震発生後から東京電力（株）の社員2名が行方不明となり、捜査を継続してきたが、3月30日午後、4号機タービン建屋地下一階において当該社員2名が発見され、4月2日までに死亡が確認された。）
2. 3月12日の福島第一原子力発電所1号機の爆発による負傷者
 - ・1号機付近で爆発と発煙が発生した際に4名（社員2名、協力会社2名）が1号タービン建屋付近（管理区域外）で負傷。川内診療所で診療。社員2名は既に仕事復帰。協力会社の2名は自宅療養中。
3. 3月14日の福島第一原子力発電所3号機の爆発による負傷者
 - ・社員4名（既に仕事復帰）
 - ・協力会社3名（既に仕事復帰）
 - ・自衛隊4名（うち1名は内部被ばくの可能性を考慮し、「(独)放射線医学総合研究所」へ搬送。診察の結果内部被ばくはなし。3月17日退院）
4. その他の被害
 - ・3月11日の地震発生の際に、福島第二原子力発電所において、協力会社の1名（クレーンオペレータ）が死亡。（タワークレーンが折れ、オペレータールームがつぶれ、頭に当たった模様。）
 - ・3月11日に協力会社の1名を病院へ搬送（後日脳梗塞と判明）
 - ・3月12日に急病人1名発生（脳卒中、救急車搬送、入院中）
 - ・3月12日に管理区域外にて社員1名が左胸の痛みを訴えて救急車を要請（意識

あり、現在、自宅療養中。)

- ・3月12日に社員1名が左腕裂傷、病院へ搬送し手当（既に仕事復帰）
- ・3月13日に社員2名が中央制御室での全面マスク着用中に不調を訴え、福島第二の産業医の受診を受けるべく搬送（1名は既に仕事復帰、残り1名は自宅療養中）
- ・3月22日、23日に共用プールで仮設電源盤の作業中に協力会社の2名が負傷し、産業医のいる福島第二原子力発電所へ搬送。（1名は既に仕事復帰、残り1名は自宅療養中）
- ・4月7日午後、福島第一原子力発電所構内北側の土捨て場において、土のう作りをしていた作業員1名が体調不良になったため、Jビレッジに搬送し、身体サーベイにより汚染なしを確認した後、救急車にていわき市立共立病院に搬送された。4月8日、「脱水、一過性意識消失」と診断。
- ・4月9日午前9時19分、水処理建屋において全面マスク着用でケーブル処理作業を行っていた協力企業社員1名の気分が悪くなり、建屋の外にある蓋のずれたマンホールに足を踏み入れて負傷したため、病院へ搬送しました。診断の結果、「右膝挫傷」「右膝内側側副靭帯損傷疑い」と診断。なお、身体サーベイの結果、汚染はないことが確認された。
- ・4月10日午前11時10分頃、2号機ヤードにおいて排水ホースの敷設作業を行っていた協力企業社員1名の気分が悪くなったため、Jビレッジに搬送後、同日午後2時27分に救急車で総合磐城共立病院へ搬送。なお、身体への放射性物質の付着はないことが確認された。
- ・4月23日午後4時30分頃、発電所構外（楢葉町内生コン工場）において、作業員1名がコンクリートミキサーで使用したホースの接続部の手入れ作業を行っていた際に、液体が飛散し目に入った。目に痛みを感じたことから、Jヴィレッジに搬送し産業医の診察を受けた後、受診できる眼科が近くになかったため、念のため救急車にていわき市立共立病院へ搬送。左目に軟膏等の処方を受け、眼帯をして宿舎に帰宅したが、専門医が不在であったため、4月24日に再診したところ、中等度の結膜炎で1週間程度の通院治療を要すると診断された。なお、通常業務は行えることとのことから、4月24日から普通作業（内業）に従事している。
- ・5月5日午前11時頃、福島第一原子力発電所西門外側駐車場で、仮設休憩所組立作業中の協力企業作業員1名が、脚立から転落し負傷したため、福島労災病院へ搬送された。なお、当該作業員の汚染はなかった。
- ・5月14日午前6時50分頃、福島第一原子力発電所集中環境施設において、排水処理関連作業（機材搬送作業）を行っていた協力企業作業員1名が体調不良となった。本人は意識が無く、自発呼吸もなかったため、Jビレッジに搬送し医師の診察後、救急車にて総合磐城共立病院へ搬送された。なお、身体サーベイの結果、汚染はないことが確認された。
その後、午前9時33分に死亡が確認された。

<住民避難の状況（5月16日12:00現在）>

3月15日11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所半径20kmから30km圏内の住民に対して、屋内退避を指示。その旨を福島県及び関係自治体へ連絡。

福島第一原子力発電所20km圏外及び福島第二原子力発電所10km圏外への避難は、措置済。

- ・福島第一原子力発電所20kmから30km圏内の屋内退避について、徹底中。
- ・福島県と連携して、屋内退避圏内の住民の生活支援等を実施。
- ・3月28日、官房長官から福島第一原子力発電所から半径20km圏内の立ち入り規制の継続について発言。同日、原子力災害現地対策本部から関係市町村に対して、20km圏内の避難地域への立入禁止について通知。

4月21日11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第二原子力発電所で発生した事故に関する避難区域を福島第二原子力発電所から半径10km圏内から半径8km圏内に変更するよう指示。

4月21日11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所から20km圏内を警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去を指示。（警戒区域の発動日時：4月22日0:00）

4月22日9:44、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所から20kmから30km圏内の屋内退避を解除するとともに、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定し、当該区域内における避難のための計画的な立退き若しくは常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を居住者等が行うよう指示。

<警戒区域への一時立入りについて>

以下のとおり、一時立入りを実施。

5月10日 川内村（54世帯）

5月12日 川内村（28世帯）、葛尾村（17世帯）

<計画的避難について>

町村の斡旋する移転先への計画的避難が5月15日より開始。

- ・飯舘村 10世帯
- ・川俣町 8世帯

<飲食物への指示>

原子力災害対策本部長より、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の知事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

また、原子力災害対策本部は、出荷制限等の発動・解除の考え方については、原

子力安全委員会の助言も踏まえ、以下のように整理した。

- ・出荷制限・解除の対象区域は、汚染区域の拡がりや集荷実態等を踏まえ、市町村単位など県を分割した区域ごとに行うことも可能とする
- ・暫定規制値を超えた品目の出荷制限については、汚染の地域的拡がりを勘案しつつ総合的に判断
- ・出荷制限の解除は、福島第一原子力発電所の状況を勘案しつつ、約1週間ごと検査を行い、3回連続で暫定規制値を下回った品目・区域に対して実施
- ・ただし、原子力発電所から放射性物質の放出が継続している間は、解除後も引き続き約1週間ごとに検査を実施

(1) 出荷制限・摂取制限品目 (5月16日12:00現在)

| 都道府県 | 出荷制限品目 | 摂取制限品目 |
|------|---|---|
| 福島県 | 非結球性葉菜類（一部地域を除く ^{※1} ）、結球性葉菜類（相馬市、南相馬市、川俣町（山木屋地区に限る）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村に限る）、アブラナ科の花蕾類（ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、小松菜、茎立菜、信夫冬菜、アブラナ、ちぢれ菜、山東菜、紅葉苔、カキナなど）（一部地域 ^{※2} を除く）、カブ（一部地域 ^{※3} を除く）、原乳（南相馬市（原町区、小高区、鹿島区のうち烏崎、大内、川子及び塩崎区域に限る）、田村市（旧都路村の範囲に限る）、川俣町山木屋地区、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津若松市、天栄村、柳津町、昭和村、金山町、只見町、昭和村、檜枝岐村、玉川村に限る）、しいたけ（伊達市、相馬市、南相馬市、田村市（福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る）、本宮市、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村及び福島市において露地で原木を用いて栽培されたものに限る。）、たけのこ（伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、天栄村、平田村、 | 非結球性葉菜類（一部地域を除く ^{※1} ）、結球性葉菜類（相馬市、南相馬市、川俣町（山木屋地区に限る）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村に限る）及びアブラナ科の花蕾類（ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、小松菜、茎立菜、信夫冬菜、アブラナ、アブラナ、ちぢれ菜、山東菜、紅葉苔、カキナなど）（一部地域 ^{※2} を除く）、しいたけ（飯舘村において露地で原木を用いて栽培されたものに限る。）、イカナゴの稚魚（コウナゴ） |

| | | |
|-----|--|--|
| | 西郷村に限る)、くさそてつ(こごみ)(福島市、桑折町に限る)、イカナゴの稚魚(コウナゴ) | |
| 茨城県 | ハウレンソウ(北茨城市及び高萩市において産出されたものに限る。) | |

※1：福島県南地方(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)、いわき市、福島県会津地方(会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)

※2：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、いわき市、郡山市、須賀川市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)

※3：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋区域を除く)、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村、いわき市

(2) 水道水の飲用制限の要請(5月16日12:00現在)

| 制限範囲 | 水道事業(対象自治体) |
|--------------------|-------------|
| 利用するすべての住民 | なし |
| 乳児 | なし |
| ・対応を継続している水道事業 | なし |
| ・対応を継続している水道用水供給事業 | なし |

<消防機関の活動状況>

- ・3月22日11:00~14:00頃：新潟市消防局及び浜松市消防局が大型除染システムの東京電力による設営を指導。
- ・3月23日8:30~9:30、13:30~14:30：新潟市消防局及び浜松市消防局が大型除染システムの東京電力による運用を指導。